

官報

省令

●農林省令第二十六号
競馬法施行規則の一部を、次のように改正する。

昭和二十三年三月二十日
農林大臣 永江 一夫

第十九條 勝馬投票券発売後、後當該競走ニ付左ノ各號ノ一ニ該當スル事由ヲ生ジタルトキハ其ノ投票ヲ無効トシ日本競馬會ハ券面金額ヲ以テ勝馬投票券ノ買戻ニ應ズベシ

一 發走スベキ馬一頭ノミト爲リタルコト

二 競走成立セザルコト

三 競走ニ勝馬ナキコト

發賣シタル勝馬投票券ニ表示セラレタル馬(連勝式勝馬投票法ニ於テ異リタル投票番號ヲ一組ト爲シタルモノニ在リテハ其ノ何レカ一方ノ投票番號ヲ附セラレタル馬ノ全部、同一

附録第二

出走スベキ馬六頭以下ノ場合	馬番號
七頭アル場合	1 2 3 4 5 6 7
八頭	1 2 3 4 5 6 7 8
九頭	1 2 3 4 5 6 7 8 9
十頭	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
十一頭	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11
十二頭	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12
十三頭	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13
十四頭以上	右ニ做フ

附則

この省令は、公布の日から、これを施行する。

ノ投票番號ヲ一組ト爲シタルモノニ在リテハ當該投票番號ヲ附セラレタル馬ノ内一頭ヲ除キタル殘余ノ馬)ガ馬場ニ出デザルトキ又ハ開催執務委員ノ宣告ニ依リ發走ヨリ除外セラレタルトキハ其ノ馬(連勝式勝馬投票法ニ於テハ其ノ投票番號ト一組トセラレタル組)ニ對スル勝馬投票券ニ付亦前項ニ同ジ

第二十一條第四項を削り、同條に次の二項を加える。

連勝式勝馬投票法ニ於テハ第一著及第二著ト爲リタル馬ノ投票番號ヲ其ノ順位ニ從ヒ一組ト爲シタルモノヲ以テ勝馬トシ第一著ト爲リタル馬ニ頭以上アルトキハ第一著ト爲リタル馬ノ投票番號トシ第二著ト爲リタル馬ノ投票番號トシ其ノ順位ニ從ヒ一組ト爲シタルモノヲ以テ勝馬トス

前項ノ投票番號ハ附録第二ニ定ムル方法ニ依リ之ヲ定ム

第二十三條中「附録」を「附録第一」に改める。

「附録」を「附録第一」に改め、附録第一の次に附録第二として次のように加える。

●農林省告示第四十九号
次の獵区における入獵規程の一部変更は、それぞれ相當下欄のようによこれを認可し、岐阜縣郡上郡東村戸川獵区は昭和二十三年二月十八日附廢止の届出があつたから、狩獵法施行規則第二十九條及び第三十三條の規定によりこれを告示する。

昭和二十三年三月二十日
農林大臣 永江 一夫

獵区の名称	改正された事項	認可年月日
香川縣小豆郡獵区	鹿類 五〇〇円	二〇〇〇年 二〇〇〇年 二〇〇〇年
鳥類 五〇〇円	子備銃又は従者に違約金 認める違約金	二〇〇〇年 二〇〇〇年 二〇〇〇年
三輪野江村獵区	三〇〇円	二〇〇〇年 二〇〇〇年 二〇〇〇年
岐阜縣不破郡岩手村獵区	三〇〇円	二〇〇〇年 二〇〇〇年 二〇〇〇年

運輸省告示第九十九号

- 次の航路標識は、復旧し、消燈し、流失し、撤去し又は業務を休止した。
- 昭和二十三年三月二十日
- 北海道西岸、留萌港北防波堤燈台は、昭和二十三年二月二十日復旧した。
 - 北海道西岸、留萌港南防波堤燈台は、昭和二十三年二月二十日復旧した。
 - 内海西部周防灘掃海水路第五号燈台は、昭和二十三年二月二十日復旧した。
 - 本州南岸伊勢湾掃海水路第十一号燈台は、昭和二十三年二月二十一日復旧した。
 - 本州北西岸七尾湾和歌出燈台は、昭和二十三年二月十四日復旧した。
 - 下関海峡、六連島の東方、下関掃海水路第二水道第四号燈台は、流失中のところを北緯三三度五九分一六秒、東経一三〇度五二分三六秒に燈質を閃光紅光三秒一閃光に變更の上、昭和二十三年二月十日復旧した。
 - 内海西部、祝島南西方、周防灘北東航路第一号燈台は、昭和二十三年二月二十日復旧した。
 - 本州南岸伊勢湾掃海水路第九号燈台は、昭和二十三年二月二十五日復旧した。
 - 内海西部伊予灘西航路第一号燈台は、昭和二十三年二月二十日復旧した。
 - 内海西部伊予灘、伊予灘西航路第二号燈台は、昭和二十三年二月二十日消燈した。
 - 北海道南岸、襟裳岬燈台の仮燈台は、昭和二十三年二月二十二日消燈した。
 - 九州西岸長崎港口、ハンドー瀬燈台は、昭和二十三年二月二十二日消燈した。
 - 東京湾、横須賀港、猿島沖第一号燈台は、これを撤去した。
 - 東京湾羽田燈台の北方、東京燈台は、修理のため、昭和二十三年二月二十三日撤去した。
 - 内海西部、祝島の西北西方、周防灘北東航路第二号燈台は流失している。
 - 本州東岸能登無線方位信号所は、機器改良のため、昭和二十三年三月五日から四月中旬まで業務を休止する。
 - 本州東岸金華山無線方位信号所は、機器改良のため昭和二十三年三月十日から四月下旬まで業務を休止する。
 - 本州東岸野島崎無線方位信号所は、機器改良のため、昭和二十三年三月五日から四月中旬まで業務を休止する。

●通信省告示第七十一号
昭和二十三年三月二十六日から次の郵便局を設置し、これを通信官署官制第十條第一項但書の規定によつて、特指に指定する郵便局とする。但し、郵便物集配事務を取り扱わない。

昭和二十三年三月二十日
通信大臣 富吉 榮二

名称	位置
多西郵便局	東京都西多摩郡多西村(福生局郵便区内)
増戸郵便局	同増戸村(五日市局郵便区内)
彌富郵便局	千葉県印旛郡彌富村(馬渡局郵便区内)
小御門郵便局	同香取郡小御門村(滑河局郵便区内)
向田郵便局	栃木縣那須郡向田村(烏山局郵便区内)
薄根郵便局	群馬縣利根郡薄根村(沼田局郵便区内)
龜山郵便局	廣島縣安佐郡龜山村(可部局郵便区内)
平良郵便局	同佐伯郡平良村(廿日市局郵便区内)
鷹田郵便局	同双三郡若田村大字鷹田(若田局郵便区内)
蘭郵便局	岡山縣吉備郡蘭村(箭田局郵便区内)
串郵便局	山口縣佐波郡串村(高瀬局郵便区内)
豊房郵便局	千葉縣安房郡豊房村(館山局郵便区内)
城見郵便局	岡山縣小田郡城見村(笠岡局郵便区内)

正誤

昭和二十二年十二月三十一日官報号外公布政令第三百三十四号建設院設置法施行令第一條中「二行」を「三行」に「専任四百八十五人」を「三級」に「至る十二行の行頭は各、一字下がる誤り」。

昭和二十二年十二月三十日官報号外公布法律第二百四十七号食糧管理法の一部を改正する法律中「一頁二段四行」を「身分ヲ示シ證票」は「身分ヲ示ス證票」に「二頁一段八行」を「シムルコトヲ得」は「シムルコトヲ得」に「同日官報号外公布政令第三百二十五号中三頁二段三十行」規定により、「は」規定により、昭和二十三年一月十五日官報号外総理廳

(68)本州北西岸——竹島、爆撃訓練実施
昭和23年3月11日以降当分の間毎日竹島(37° 15' N., 131° 53' E. 概位)において爆撃訓練がある。
(海図162号参照)(米無電告示)

※該当部分拡大